

第46号議案

平成27年度

新城市簡易水道事業特別会計

補正予算（第3号）

平成27年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度新城市の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281,779千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,093,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		11,825	△1,449	10,376
	2 加入分担金	4,091	△1,449	2,642
2 使用料及び手数料		311,593	△3,765	307,828
	1 使用料	311,491	△3,765	307,726
3 国庫支出金		91,359	△25,215	66,144
	1 国庫補助金	91,359	△25,215	66,144
4 県支出金		82,222	△22,693	59,529
	1 県補助金	82,222	△22,693	59,529
5 財産収入		79	△65	14
	1 財産運用収入	79	△65	14
6 繰入金		332,705	△16,266	316,439
	1 他会計繰入金	308,945	△14,970	293,975
	2 基金繰入金	23,760	△1,296	22,464
8 諸収入		34,534	△17,126	17,408
	2 雑収入	34,533	△17,126	17,407
9 市債		503,800	△195,200	308,600
	1 市債	503,800	△195,200	308,600
歳入合計		1,374,988	△281,779	1,093,209

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		266,016	△26,380	239,636
	1 総務管理費	266,016	△26,380	239,636
2 新設事業費		730,453	△252,128	478,325
	1 拡張事業費	730,453	△252,128	478,325
3 公債費		375,519	△3,271	372,248
	1 公債費	375,519	△3,271	372,248
歳出合計		1,374,988	△281,779	1,093,209

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 503,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	503,800			

補 正 後				備 考
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
千円 308,600	 同 左	 同 左	 同 左	
308,600				

簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	千円 11,825	千円 △1,449	千円 10,376
2 使用料及び手数料	311,593	△3,765	307,828
3 国庫支出金	91,359	△25,215	66,144
4 県支出金	82,222	△22,693	59,529
5 財産収入	79	△65	14
6 繰入金	332,705	△16,266	316,439
8 諸収入	34,534	△17,126	17,408
9 市債	503,800	△195,200	308,600
歳入合計	1,374,988	△281,779	1,093,209

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 266,016	千円 △26,380	千円 239,636
2 新設事業費	730,453	△252,128	478,325
3 公債費	375,519	△3,271	372,248
歳出合計	1,374,988	△281,779	1,093,209

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
	2,800	△18,487	△10,693
△47,908	△198,000		△6,220
			△3,271
△47,908	△195,200	△18,487	△20,184

2 歳 入

(1 款) 分担金及び負担金

2 項 加入分担金

目	補正前の額	補正額	計
1 加入分担金	千円 4,091	千円 △1,449	千円 2,642
計	4,091	△1,449	2,642

(2 款) 使用料及び手数料

1 項 使用料

1 使用料	311,491	△3,765	307,726
計	311,491	△3,765	307,726

(3 款) 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1 国庫補助金	91,359	△25,215	66,144
計	91,359	△25,215	66,144

(4 款) 県支出金

1 項 県補助金

1 県補助金	82,222	△22,693	59,529
計	82,222	△22,693	59,529

(5 款) 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	79	△65	14
計	79	△65	14

(6 款) 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	308,945	△14,970	293,975
計	308,945	△14,970	293,975

節		説明
区分	金額	
1 加入金	千円 △1,449	鳳来簡易水道加入金 千円 △349 作手簡易水道加入金 △1,100

1 現年度分	△3,765	簡易水道使用料
--------	--------	---------

1 水道整備費国庫補助金	△25,215	北部簡易水道統合事業補助金 △17,477 鳳来峡簡易水道統合事業補助金 △7,738
--------------	---------	--

1 水道整備費県補助金	△22,693	北部簡易水道統合事業補助金 △15,729 鳳来峡簡易水道事業補助金 △6,964
-------------	---------	--

1 利子及び配当金	△65	簡易水道事業基金利子
-----------	-----	------------

1 一般会計繰入金	△14,970	一般会計繰入金
-----------	---------	---------

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	千円 23,760	千円 △1,296	千円 22,464
計	23,760	△1,296	22,464

(8 款) 諸収入

2 項 雑入

1 雑入	34,533	△17,126	17,407
計	34,533	△17,126	17,407

(9 款) 市債

1 項 市債

1 簡易水道事業債	503,800	△195,200	308,600
計	503,800	△195,200	308,600

節		説明
区分	金額	
1 簡易水道事業 基金繰入金	千円 △1,296	簡易水道事業基金繰入金 千円

1 雑入	△17,126	水道管移設補償費

1 簡易水道事業債	△195,200	北部簡易水道統合事業債 鳳来峡簡易水道統合事業債 水道事業統合化推進事業債	△87,400 △110,600 2,800

3 歳 出

(1 款) 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県 支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 32,671	千円 137	千円 32,808	千円 千円	千円 2,800	千円 △65	千円 △2,598
2 施設管理費	233,345	△26,517	206,828			△18,422	△8,095
計	266,016	△26,380	239,636		2,800	△18,487	△10,693

(2 款) 新設事業費

1 項 拡張事業費

1 拡張整備事業費	730,453	△252,128	478,325	△47,908	△198,000		△6,220
-----------	---------	----------	---------	---------	----------	--	--------

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 115	1 人件費 326
3 職員手当等	170	(1) 職員分 326
4 共済費	41	2 簡易水道事業基金積立事業 △65
13 委託料	△124	(1) 簡易水道事業基金積立事業 △65
25 積立金	△65	4 水道事業統合化推進事業 △124 (1) 水道事業統合化推進事業 電算委託料 △124
11 需用費	△4,328	1 鳳来簡易水道施設管理事業 △26,789
13 委託料	△3,533	(1) 鳳来簡易水道施設管理事業 △26,789 施設清掃等委託料 設備点検委託料 メーター器更新委託料 水道管布設工事 施設改修工事
15 工事請負費	△18,656	2 作手簡易水道施設管理事業 272 (1) 作手簡易水道施設管理事業 272 ——〔需用費の内訳〕—— 光熱水費 △4,600 修繕料 272

2 給料	29	1 人件費 215
3 職員手当等	156	(1) 職員分 215
4 共済費	30	2 北部簡易水道統合事業 △121,106
13 委託料	△16,504	(1) 北部簡易水道統合事業 △121,106 実施設計等作成業務委託料 北部簡易水道統合事業工事
15 工事請負費	△235,839	3 鳳来峡簡易水道統合事業 △131,237 (1) 鳳来峡簡易水道統合事業 △131,237 実施設計等作成業務委託料

(2款) 新設事業費 (1項) 拡張事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 拡張整備事業費							
計	730,453	△252,128	478,325	△47,908	△198,000		△6,220

(3款) 公債費

1項 公債費

2 利子	75,054	△3,271	71,783				△3,271
計	375,519	△3,271	372,248				△3,271

節		説明
区分	金額	
		千円
		鳳来峡簡易水道統合事業工事

23 償還金利息及び割引料	△3,271	1 市債償還事業	△3,271
		(1) 市債償還事業	△3,271

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 9		28,283	16,799	45,082	9,107	54,189	
補 正 前	() 9		28,139	16,473	44,612	9,036	53,648	
比 較	() 0		144	326	470	71	541	

* () は、短時間勤務職員の数を外書きしたものの。

職 員 手 当	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	906	768	67	437	0	3,123
	補 正 前	906	768	67	437	0	3,116
	比 較	0	0	0	0	0	7
当 等 の	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	6,800	4,217				
	補 正 前	6,763	3,935				
	比 較	37	282				
内 訳	区 分	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	計 (千円)	
	補 正 後				481	16,799	
	補 正 前				481	16,473	
	比 較				0	326	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	144	給与改定に伴う増減分 144	144千円	補正後 ・給料の改定率 0.51% ・給料改定実施時期 平成27年4月
職員 手当等	326	制度改正に伴う増減分 326	勤労手当支給率改定に伴う増加分 282千円	勤労手当：12月期 改定前 0.75月 改定後 0.85月
			その他の制度改正に伴う増減分 44千円	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
平成28年1月1日 現在	平均給料月額(円)	282,888
	平均給与月額(円)	334,048
	平均年齢(歳)	38.00
平成27年1月1日 現在	平均給料月額(円)	292,900
	平均給与月額(円)	327,350
	平均年齢(歳)	38.32

* 短時間勤務職員を除く。

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	144,600	144,600
短 大 卒	157,300	157,300
大 学 卒	176,700	176,700

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職 給 料 表 (一)	
		一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 28 年 1 月 1 日 現 在	7 級	()	()
	6 級	()	()
	5 級	() 2	() 25.0
	4 級	()	()
	3 級	() 3	() 37.5
	2 級	() 2	() 25.0
	1 級	() 1	() 12.5
	計	() 8	() 100.0
平成 27 年 1 月 1 日 現 在	7 級	()	()
	6 級	()	()
	5 級	() 1	() 11.1
	4 級	() 2	() 22.2
	3 級	() 2	() 22.2
	2 級	() 2	() 22.2
	1 級	() 2	() 22.2
	計	() 9	() 100.0

* ()は、短時間勤務職員の数及び構成比を外書きしたもの。

* 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入してあるので、その合計が100%にならない場合がある。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行 政 職 給 料 表 (一)
7 級	部長、理事の職務
6 級	1 副部長、総合支所長、会計管理者、自治振興事務所長、課長、副総合支所長、室長、所長、参事、事務長の職務 2 相当の知識経験を必要とする園長の職務
5 級	副課長、副室長、副所長、副参事、副事務長、指導保育士、指導教諭、園長の職務
4 級	係長、主査、主査保育士、主査教諭の職務
3 級	主任、主任保育士、主任教諭の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等 による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(1.000) 1.975	(1.200) 2.225	(2.200) 4.200	有	
補 正 前	(1.000) 1.975	(1.150) 2.125	(2.150) 4.100	有	
国 の 制 度	(1.000) 1.975	(1.200) 2.225	(2.200) 4.200	有	

*()は、短時間勤務職員の支給率。

オ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	【 国 】家賃額12千円以下： 0円 " 12～23千円： 家賃額-12千円 " 23～55千円： (家賃額-23千円)/2+11千円 " 55千円超： 27千円 【本市】家賃額27千円以下： 0円 " 27～81千円： (家賃額-27千円)/2 " 81千円超： 27千円
通 勤 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	